

「本県経済状況について」

東北財務局盛岡財務事務所

所長 永石 進



世界経済に激震を走らせた昨年9月のリーマン・ショックから、1年が経過しました。あの当時は、巨大金融機関や巨大企業の経営破綻が連鎖的に起き、まさに100年に1度の衝撃的な事件でした。

我が国は、バブル経済崩壊時の金融危機を経験したこともあり、金融政策面では迅速な対応が講じられましたが、実体経済面では外需依存度が高い産業構造となっていることもあり、大きなダメージを受けました。

しかし、この経済的ダメージも、数度の景気対策等により、生産に関しては、電子部品や輸送機械などを中心に、今年の春先から回復をし始めています。県内の経済状況を見ますと、企業の景況感について、改善の動きが広がっています。当事務所が、9月17日に発表した「第22回法人企業景気予測調査（21年7～9月期調査）」では、企業の景況判断BSIは、製造業では3年ぶりにプラスに転じており、全産業でも▲15.5%ポイントとなり、2期連続で下降超幅が縮小し、特に、改善幅は過去最大となっています。

しかしながら、一方で、21年度上期の企業業績についてみると、減収減益見込みであるなど、企業活動は引き続き厳しい状況にあり、また、先行きについても、下降超で推移する見通しとなっています。世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、先行きの企業業績に与える影響には引き続き留意していく必要があります。

先の総選挙の結果、民主党、社民党、国民新党の連立政権が発足し、22年度予算編成や21年度補正予算の見直しに関する議論が始まりました（本稿執筆時点）。現状では、景気の腰折れが懸念されており、新政権においても効果的な景気対策が講じられるものと期待されますが、当然ながら、政権与党のマニフェストに示された内容が景気対策の基本となり、公共事業や施設整備等については従来とは異なる考えが示される可能性が高いのではないかと推測されます。

我が国経済の発展のためには、言うまでもなく、中小企業の発展、繁栄が不可欠であり、そのための財政措置、金融支援が不可欠と考えられます。今後も、当事務所としましては、本県の経済状況や県内各層のご意見等を財務省、金融庁や東北財務本局に正確に伝え、本県の経済がより良い方向に進んでいくよう、尽力してまいりたいと考えております。皆様方のご協力、ご支援をよろしく申し上げます。

第35回中小企業団体岩手県大会の開催

9月16日、第35回中小企業団体岩手県大会が盛岡市のホテル東日本において開催された。当日は、岩手県議会議長、岩手県商工労働観光部長をはじめ、関係機関から来賓多数のご臨席を得たほか、県下の組合代表者等総勢230余名の参加により盛大に開催された。

大会では、「経済危機を克服する景気対策の強化」「中小企業対策予算の拡充強化」「中小企業関連税制の改革」「雇用維持への支援拡充」「官公需対策の充実と地元優先発注」「地産地活と地域振興の推進」の6つのスローガンを掲げた。

また、岩手県知事より岩手県商工業表彰の授与の他、本会会長より大会表彰として優良組合・組合功労者・優良青年部の表彰も併せて行った。その後、議案審議に入り、全議案を満場一致により採択し、岩手県中小企業青年中央会会長の佐藤康氏による大会宣言がなされた。

また、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県商店街振興組合連合会及び本会の4団体合同により、経済危機を克服する景気対策・雇用対策の強化、格差是正のための中小企業者の受注機会の確保等に関する特別決議が併せて決議された。なお、一般議案及び特別議案の概要は以下の通りで、国及び県等の関係機関に対しそれぞれ陳情要望を行なうこととした。

【提出議案】 「国に対する要望」

1. 中小企業対策

国は、景気後退等厳しい経営環境下にある中小企業者が安心して経営を継続できるよう、財政措置を含めたあらゆる政策手段を動員して、即効性のある景気対策の切れ目のない展開の他、雇用安定助成金等による雇用対策、保証・貸付制度による金融対策、法人税軽減税率等の税制上の優遇措置をはじめあらゆる中小企業対策を拡充・強化すること。

特に、新たな需要を創出するため、地域資源を活用した創業・経営革新・新連携・農商工連携・産学官連携等に関連した中小企業対策予算の大幅な増額を行うこと。

2. 中小企業連携組織対策

(1) 中小企業連携組織対策事業（組合支援及び中小企業団体中央会事業費）は、三位一体改革により税源が都道府県に移譲され、同事業の予算化についても都道府県に委ねられているが、都道府県の財政事情を理由に同事業の予算が削減されている。

国は、都道府県において、組合支援事業及び中小企業団体中央会の事業費の予算が十分かつ安定的に確保されるよう、責任をもって指導力を発揮すること。

(2) 全国中央会を窓口とした全国枠以外の組合等への補助金については、補助金額の増額及び補助率の上乗せを行う他、地方の組合等の実態を十分に把握している各都道府県中央会を窓口とする取扱に戻すこと。

3. 取引適正化の推進

中小事業者が、資材価格の高騰等に伴う販売価格への転嫁を行う際は、市場価格に合致した適正価格を実現できるよう強力な措置を講ずること。また、下請中小企業者の取引適正化にあたっては、親事業者及び下請事業者に対する下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進すること。



主催者挨拶する鈴木会長



廣田県商工労働観光部長による祝辞

4. 労働・社会保障制度

(1) 中小企業緊急雇用安定助成金制度の見直し

本制度の助成金申請書類については一層の簡素化を図るとともに、急激な業況の変化に対応するため、「休業等実施計画（変更）届」等に関し、直前・事後の提出を認めるなど、柔軟に対応すること。

また、本助成金については、企業負担の一層の軽減のため、全額補助とするとともに、基準賃金額の算定に係る雇用保険の基本手当日額の増額を行うこと。

(2) 最低賃金の引き上げについて

最低賃金の引き上げは、中小企業に与える影響が極めて大きいことから、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引き上げは行わないこと。

(3) 社会保障について

パートタイマー労働者への厚生年金の適用拡大を定めた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（継続審議案件）は、中小企業の企業活力や雇用面に大きな影響を与えることから、適用範囲や猶予期間を見直すなど再度検討を行うこと。

5. 金融対策

(1) 中小企業金融・信用保証制度の更なる充実と運用の弾力化

売上の急減等に直面している中小企業を金融面から支援するため、政府系金融機関におけるセーフティネット貸付の金利の引き下げ、据置期間の延長等の更なる改善を図るとともに、既往貸付の条件変更や借換等への柔軟な対応を行うこと。また、信用保証制度については、保証認定の一層の迅速化・弾力化等審査体制の一層の強化並びに運用の改善を図ること。

(2) 中小企業高度化事業について

- ① 高度化融資の償還猶予手続きについて、先に見直しが図られたが、経済環境の変化に対応した金利負担の更なる軽減及び既往貸付の条件変更に係る各種要件緩和等、更なる改善・見直しを行うとともに、診断等の借入手続きの一層の簡素化も実施すること。
- ② 卸売業団地、工業団地及び商店街の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置を講ずること。また一時取得に係る不動産取得税、登録免許税、消費税等について大幅な軽減策を講ずること。

6. 官公需対策

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づく措置及び法令により実施可能な少額随意契約等の措置を積極的に活用するなど、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努めること。また、国等の発注については、ダンピング入札の排除措置として最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注を行うこと。

なお、採算を度外視したダンピングについては独占禁止法上の「不当廉売」として厳正に対処すること。

7. ものづくり中小企業への支援

本年度、経済危機対策の一環として補正予算で新たに創設された「ものづくり中小企業製品開発等支援事業補助金」に対するニーズが過去に類を見ないほど高く、国は中小企業における技術力向上を強力に推進するため、追加の予算措置並びに平成22年度当初予算において所要の措置を講ずること。

8. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開を促進するために税制の改正が不可欠であることから、次の措置をとること。

(1) 中小法人の定義の見直し

法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金3億円とすること。（現行：税法にお

ける中小法人の定義は、資本金1億円以下の法人。）

(2) 消費税

①中小企業の景気が大幅に悪化している中、消費税率引き上げの議論を本格化させることは、内需不振による消費減退を誘発することになるので、行わないこと。

②消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後3ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1ヶ月納税期限の延長による3ヶ月以内の申告延長の措置」を講ずること。

(3) 外形標準課税

法人事業税の外形標準課税については、資本金等1億円以下の法人への課税対象の拡大は行わないこと。（現行：資本金1億円超を対象）

(4) 商品券等の未引換収益計上

法人税基本通達 2-1-39 について、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。

(5) 固定資産税

固定資産税の負担軽減措置の強化を行うこと。

(6) 二重課税の排除

流通・消費の段階で課税される領収書等に対する印紙税、揮発油税などは、商品・サービスの取引に対して課税される消費税との二重課税であることから速やかに廃止すること。

(7) 事業承継に係る相続税の納税猶予制度の見直し

平成20年度税制改正において事業後継者を対象にした「事業承継に係る相続税の納税猶予制度」が創設されたところであるが、厳しい適用要件が課されており、事業承継の対象は限定的なものにならざるを得ず、本制度の確実な浸透を図るため要件の緩和及び是正を行うこと。

(8) 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度

同制度については、適用除外基準である基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられ、基準がやや緩和されたものの、多くの中小企業に過度な増税を強いており、早期に廃止若しくは同同族会社の要件を緩和すること。

(9) 寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し

寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献の一つであるので、指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を更に拡大すること。また、交際費のうち、企業が行う地域振興や社会貢献等の地域に根ざした事業活動に要する費用については、経費として全額損金算入できるよう見直しを行うこと。

「県に対する要望」

9. 地域振興支援の拡充強化

(1) 雇用対策 (2) 官公需5項目 (3) 地産地活2項目

※ なお、県要望の詳細は前月号の主要記事「平成21年度第3回理事会開催」を参照。



提出議案を説明する平野理事

「4団体による中小企業活力強化・地域活性化に関する特別決議」

1. 経済危機を克服する景気対策・雇用対策の強化
2. 中小企業対策予算の拡充強化
3. 中小企業関連税制の改革
4. まちづくり並びに地域コミュニティの維持・再生等の推進
5. 格差是正のための中小企業者の受注機会の確保



提出議案を説明する佐香監事

受賞者の皆様、おめでとうございます。

岩手県商工業表彰(岩手県知事表彰)

☆団体(3組合)(敬称略・順不同)☆

- ・岩手中部トラック事業協同組合 理事長 齋藤政人
- ・協同組合一戸ショッピングセンター 理事長 秋山照明
- ・岩手県液化ガス事業協同組合 理事長 村田欣也

☆個人(5名)☆

- ・渡邊公志 盛岡工業団地協同組合理事長
- ・福士 清 盛岡市上下水道工事業協同組合理事長
- ・樋口彦太郎 岩手県北生コンクリート協同組合理事長
- ・阿部吉夫 北上地区自動車整備事業協同組合理事長
- ・及川 讓 岩手県自動車車体整備協同組合理事長



大会表彰(中央会会長表彰)

☆優良組合(5組合)☆

- ・協同組合紫波町ポイントカード会 理事長 北田照義
- ・岩手県カロプラクティック協同組合 理事長 小野寺靖
- ・協同組合宮古エルピーガス防災センター 理事長 古館和男
- ・岩手県木材産業協同組合 理事長 小野田富男
- ・北上市排水設備工事協同組合 理事長 八重樫博之

☆優良青年部(2青年部)☆

- ・花巻青果業協同組合青年部長 高橋和広
- ・岩手県自動車車体整備協同組合青年部会長 高橋隆宏

☆組合功労者(役員の一部)(35名)☆

- 木村 正 岩手県室内装飾事業協同組合理事
- 舘口政悦 二戸電気工事業協同組合理事長
- 難波保夫 岩手県鋳金工業組合常任理事
- 佐々木政美 協同組合雫石町サービス店会副理事長
- 峰川金治 協同組合雫石町サービス店会理事
- 中村康彦 盛岡市建設業協同組合副理事長
- 竹鼻義徳 盛岡市建設業協同組合理事
- 佐々木康次 岩手県液化ガス事業協同組合副理事長
- 佐々木宏 陸前高田商業振興協同組合理事
- 磐井正篤 陸前高田商業振興協同組合理事
- 角掛全功 岩手県畳工業組合常任理事
- 澤川 靖 岩手県電気工事業工業組合理事
- 菅原昭司 岩手県塗装工業組合理事
- 長谷川潔 協同組合建翔相談役
- 安木春雄 花巻青果業協同組合理事
- 鈴木通夫 協同組合遠野グルーラム理事

- 齊藤正太郎 岩手県石油商業協同組合常任理事
- 工藤清博 盛岡青果商業協同組合理事長
- 松内昭彦 盛岡青果商業協同組合理事
- 小村田洋子 石鳥谷管工事業協同組合常務理事
- 神山良好 石鳥谷管工事業協同組合監事
- 金山安彦 北上市水道工事業協同組合理事
- 菅野良康 北上市水道工事業協同組合理事
- 菊池和夫 北上市排水設備工事協同組合副理事長
- 及川清資 大東町商業協同組合理事
- 山田 元 盛岡工業団地協同組合理事
- 武田貞一 協同組合大船渡水産加工理事
- 細田信雄 岩手町商業協同組合副理事長
- 佐藤喜久夫 岩手町商業協同組合理事
- 佐々木史昭 岩手県鉄構工業協同組合理事
- 佐々良保 岩手県自動車整備商工組合副理事長
- 菊池 豊 岩手県自動車整備商工組合理事
- 松田 昇 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合監事
- 播磨忠一 協同組合久慈ポイントカード会監事
- 阿部利郎 岩手県ビル管理事業協同組合理事

☆組合功労者(職員の一部)(6名)☆

- 那須利雄 千厩自動車整備事業協同組合事務局長
- 工藤敬子 盛岡工業団地協同組合職員
- 藤原裕介 岩手県生コンクリート工業組合職員
- 菅崎 等 気仙木材加工協同組合連合会工場長
- 若松恵一 岩手県自動車整備商工組合事業課長
- 高橋英幸 岩手県自動車整備商工組合代行係主任

農商工連携等推進人材育成研修 開講！

～売れる商品づくりを目指して～

本会では、9月18日（金）盛岡市内会場にて、農商工連携等推進人材育成研修を開講した。

この研修は、農商工連携に積極的に取り組もうとする人材の発掘や農林漁業・商工業双方の経営実務に必要な知識を習得するための講義・実地研修の実施の他、農商工連携に取り組む人的基盤を形成するための研修を実施するものである。

具体的には「売れる商品（食品分野）づくり」をテーマに設定し農商工連携に取り組もうとする意欲のある方を対象に、地域資源の強みを活かした売れる商品作りを進めるためのマーケティング知識の取得や戦略的な価値連鎖（バリューチェーン）形成を図ることができる人材育成のための講義研修（座学研修）と実地研修（体験学習）を行い、農商工連携に取り組む人的基盤形成を目指している。

以下に、研修の概要と当日の受講の様子について報告する。

① 研修の全体の流れと特長について

岩手県の地域資源に応じたテキスト、マーケティングを重視した事業戦略のテキスト等を作成し、受講生に配慮して平日型（主に金曜日）、休日型（主に土曜日）の2つの受講体系による延51時間に及ぶ講義研修を12月11日まで開催する。

特にも講義研修では、売れる商品づくりのためのマーケティング戦略に重点をおいた時間配分となっている。

また実地研修では、新商品開発手法についての理解を図るため作物の栽培方法から加工、商品化へ具体的な事例企業の視察を組み入れ、その後、ワークショップ形式によるグループ実習を行い、それぞれ役割設定するなどのシミュレーション方式による共同商品開発ビジネスプランの策定について研修を予定しており、農商工連携による新商品開発（食品）手法を会得し、実際の事業活動等に役立てることを目指している。

② 第1日目（9月18日）の講義について

本研修の受講人数は、県・市町村をはじめ会員組合等から企業等の紹介を受けたことにより、63名（スポット参加を含む）の申込みがあった。初日の9月18日には、受講生44名の出席のもと1時限目として、必修科目「研修の狙い・オリエンテーション」を皮切りに2時限目「岩手県の中小企業関連施策の概要」3時限目「中小企業の動向と課題」の講義研修を開催した。1時限目は、開講式を行い、開講の挨拶として本会平澤専務理事より、農商工連携への取り組みに対する期待を述べた後、本会藤村事務局長が「研修の狙い」について説明した。



開講挨拶する平澤専務理事



藤村局長による説明



2時限目：岩手県施策について



熱心に聴き入る受講生

2時限目は、岩手県商工労働観光部経営支援課 土井尻氏と産業経済交流課 土田氏を講師に招き「岩手県の中小企業関連施策」について講義を受けた。また、3時限目は、中小企業診断士 土岐氏を講師に「中小企業の動向と課題」について講義を頂いた。

各講義では、能力検定試験（テスト）も実施したが、意欲の高い受講生が集まったこともあり、初日の講義では、全ての受講生が無事単位を得ることができた。

また、講義終了後には、名刺交換会・交流会を開催し、受講生同士のネットワーク形成と交流が深まった。



土岐診断士による講義

③ 第2日目（9月19日）の講義について

2日目となる9月19日には、受講生34名の出席のもと1時限目から3時限目まで、「経営戦略・事業戦略」について、中小企業診断士 小野寺氏より講義を受けた。

特に2日目は、シュンペーターの「経済発展の理論」から始まり、戦略構築プロセスの理解として、ミンツバーグの「戦略サファリ」、ポーターの「競争優位の戦略」、バーニーの「企業戦略論」など、論理的で高度な講義研修であったが、非常に難解な理論でありながら分かりやすい説明に、受講生からは「非常に勉強になった」「楽しく理解できた」との声を頂戴した。



小野寺診断士による講義



2日間、お疲れさまでした

④ 今後の研修について

10月以降の講義研修予定は以下のとおりで「売れる商品づくり」に向けた個別計画の対応の仕方・手法財務戦略、生産管理等についての研修を行う予定。

スポット参加は、各講義日の3日前までに申込みを受け付けます。

研修に参加ご希望の方は、事前にご連絡をいただければ、後ほど詳細なカリキュラムと申込書を送付します。

本件に関する問い合わせは、中央会統括指導センターの川原までお願いします。

電話：019-624-1363

FAX：019-624-1266

Mail：kawahara320@ginga.or.jp

～今後の研修予定一覧～

開催日・場所	内容
10月9日（金） エスポワールいわて	(1～3)農商工連携企業事例（3講義） ①株式会社ホップス、②株式会社惣兵衛、③有限会社早野商店
10月10日（土） エスポワールいわて	(1～3)マーケティング戦略<下>（3講義） ○業態別戦略とSCM、バリューチェーンの考え方など
10月16日（金） 岩手大学	(1)商品企画開発・郷土の食文化について (2)商品企画開発・食品開発の基本 (3)商品企画開発・品質評価方法について
10月17日（土） エスポワールいわて	(1～3)財務戦略 ①財務諸表の見方、②原価計算の基本、③管理会計の基本
10月23日（金） 岩手県民会館	(1)廃棄物対策・ゼロエミッション (2)食品衛生・食の安全安心・HACCP (3)食品表示・JAS法
10月30日（金） 岩手県工業技術センター	(1)公設試験研究機関の活用の仕方 (2)知的財産権の基本と活用方法・特許・商標 (3)工業デザインについて・商品パッケージ
11月20日（金） アイナ	(1～3)生産管理の基本（3講義） ○4M+I、5S、生産方法、生産統制、IE、 ○ITを活用した生産管理、生産情報システム
時限割（共通）：1時限目10:30～12:00、2時限目13:00～14:30、3時限目14:50～16:20	

中小企業等雇用創出支援事業（緊急就職支援事業）

緊急就職支援事業とは、実習型有期雇用等から正規雇用に移行を図るとともに、企業の人材確保を目的とする「中小企業等雇用創出支援事業」、民間職業紹介事業者を活用して再就職を支援する「長期失業者等支援事業」及び「日系人離職者支援事業」があり、雇用のセーフティーネットに係る施策である。

これらの事業のうち職場体験型雇用支援事業と実習型雇用支援事業の二つで構成される「中小企業等雇用創出支援事業」の概要について、以下に紹介する。

1. 職場体験型雇用支援事業

(財)産業雇用安定センターにて職場見学会及び職場体験の受入事業主を開拓し、ハローワークを通じて求職者の参加を募り見学会等を実施する。職場見学会及び職場体験終了後、ハローワークの職業相談、職業紹介により正規雇用へと繋げるもので、職場体験を受け入れた事業主へは助成金が支給される。

<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験(1ヶ月以内)を実施した日数に応じて、受入人数1人あたりに支給。 <ul style="list-style-type: none"> 5日以上8日以下 …… 2万円 9日以上12日以下 …… 5万円 13日以上16日以下 …… 8万円 17日以上 …… 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験に参加した求職者に対しては参加した日数に応じ、奨励金を支給。 <ul style="list-style-type: none"> 5日以上8日以下 …… 3万円 9日以上12日以下 …… 6万円 13日以上16日以下 …… 9万円 17日以上 …… 12万円
<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験終了後の正規雇入れ …… 一人当たり 100万円(第1期50万円・第2期50万円) <ul style="list-style-type: none"> 第1期とは—正規雇用基準日から起算して6ヶ月の日まで 第2期とは—正規雇用基準日から6か月の日の翌日から正規雇用基準日から起算して1年の日まで 	

2. 実習型雇用支援事業

新規成長・雇用吸収の見込める分野等において、離職した非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者と実習型雇用により受け入れを希望する中小企業等が原則6ヶ月間の有期雇用契約を行い、その期間を実習型雇用期間として、ハローワーク及び(財)産業雇用安定センターの確認を受けた実習計画書に基づいて、実習や座学などにより必要な技能や知識を身に付け、その後の正規雇用へと繋げるもので、実習型雇用により受け入れた事業主へは助成金が支給される。

<ul style="list-style-type: none"> ・実習型雇用期間(最長6ヶ月) …… 一人当り月額 10万円 ・実習型雇用終了後の正規雇入れ …… 一人当たり 100万円(第1期50万円・第2期50万円) <ul style="list-style-type: none"> 第1期とは—正規雇用基準日から起算して6ヶ月の日まで 第2期とは—正規雇用基準日から6か月の日の翌日から正規雇用基準日から起算して1年の日まで ・正規雇入れ後の教育訓練 …… 一人当り 上限50万円
--

上記事業には対象要件があるので詳細についての問い合わせは、岩手労働局 TEL: 019-604-3001、(財)産業雇用安定センター岩手事務所 TEL: 019-604-2141 若しくは最寄りのハローワーク または中央職業能力開発協会 TEL: 03-5800-3554 まで。

改正消費生活用製品安全法の概要について

今般、消費者庁及び消費者委員会設置関連法の施行に伴い、平成21年9月1日より消費者庁が設立され、併せて、改正消費生活用製品安全法(以下、「消安法」。)が施行された。本稿においては、改正消安法の概要について紹介する。

1. 消安法とは？

消安法は消費生活用製品による一般消費者に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売の規制並びに消費生活用製品の安全性確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、一般消費者の利益を保護することを目的として制定されたもの。

2. 今回の改正点

- (1) 消安法に基づく重大事故の報告を、消費者庁消費者安全課へ提出を義務付ける。
- (2) 非重大製品事故の事故報告 ⇒ 報告対象は、①経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用による製品事故のうち重大製品事故に該当しないもの、②重大製品事故であって、報告義務がある製造・輸入事業者以外からの報告、製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等。
- (3) 報告方法、報告先及び公表 ⇒ 販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」。)本部・支所へ速やかに報告。事故情報・製造事業者・製品型式・事故原因調査等はHP上で公表。
- (4) 業務用電気用品の事故報告 ⇒ 電気用品安全法に規定する電気用品であって、消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たらないものの使用に伴い生じた事故が発生したことを知った場合、製造事業者または輸入事業者は、NITEへ速やかに報告。
- (5) 調整器等の液化石油ガス器具等の事故報告 ⇒ ①調整器、②液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、④液化石油ガス用耐震自動ガス遮断器のうち、液化石油ガス販売事業者が所有するものについては、消安法に規定する消費生活用製品に該当しない。

以上の詳細については、消費者庁(<http://www.caa.go.jp/>)又はNITE(<http://www.nite.go.jp/>)の各ホームページを参照のこと。

3. リコール対策等、企業に求められる対応

上記消安法改正に伴い、重大事故が発生した際、状況によっては製品回収(リコール)などの危険防止策が命じられる等、企業にとって重大事故発生時の消費者への対応がこれまで以上に必要になってきている。殊に、中小企業等の場合には、消費者保護・経営基盤確保の観点から、リコール保険の加入等によりリスクヘッジする措置が重要であるとの見解が、経済産業省消費経済部製品安全小委員会において示されている。

中小企業におけるリコール保険の加入環境は未整備ではあるものの、既に全国中央会では、リコール対策に要する費用(法律上、被害者に支払うべき損害賠償金・訴訟になった場合の弁護士費用などの争訟費用等)について保険金を支払う制度である「中小企業PL保険(リコール費用担保特約)」を設けている。

但し、LPガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業人(税理士、薬局・薬店等)の場合、別に専用の保険が用意されているので、本保険の対象にはならないので留意すること。

中小企業PL保険のリコール費用担保特約の詳細については、全国中央会ホームページのPL保険制度のページを参照(http://www.chuokai.or.jp/insu/pl_about.html)。

事業承継の円滑化に向けて vol.1

我が国活力の源泉である中小企業は、その多くが同族企業であるため所有と経営の一致の問題を有する他、民法に規定する遺留分制度等の制度上の不具合も足枷となり、自社株式の後継者への継承・集中がややもすると困難な状況にあった。そこで平成20年5月、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」と、21年度税制改正による「非上場株式等についての贈与税（相続税）の納税猶予制度（事業承継税制）」とが制定され、円滑な事業承継を促進するための制度が設けられた。

今回からシリーズで事業承継の円滑化に纏わる本制度の概要について紹介する。

【事業承継に纏わるこれまでの問題点】

中小企業においては経営者の高齢化や後継者不在の企業が多いこと、事業承継するための資金融資制度が未整備なこと等、法制上・税制上の措置が十分とは言えない状況が続いていた。また、民法の規定する遺留分制度等（下記参照）により、承継資産の全てを後継者に集中できなかったこと、承継に伴う相続税負担が多額になること、従来の税制では税額軽減効果が後継者以外にも及ぶ等の問題点が指摘されていた。

【今回設けられた規定】

- ①「遺留分に係る民法の特例の創設」、②「一定の要件に基づく相続税・贈与税の猶予・免除措置の創設」、③「承継者等を対象にした金融支援措置の創設」等

【民法の遺留分制度とは】

被相続人は、生前贈与や遺言等により自由に自分の財産を処分できるが、相続人には一定割合の相続権（すなわち、遺留分）を保証することで、相続人間の平衡を保つ仕組みがあり、これが民法の遺留分制度である。この遺留分を侵害する生前贈与等があった場合、遺留分を侵害された相続人は減殺請求を行うことができる。遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して適用されるもので、兄弟姉妹には遺留分はない。なお、遺留分の額の計算には、次の区分がある。

直系尊属のみが相続人	被相続人の財産の1/3で遺留分計算
上記以外の場合	1/2

また、遺留分の計算の基礎となる財産とは『＝相続時財産＋生前贈与(相続前1年以内)＋特別受益－債務』である。以下に遺留分が事業承継を阻害したケースを例示する。

（事例） 相続開始時の遺産額が2億円、相続人は子A(事業承継者)と子B(承継者でない)であり、被相続人の父はそれぞれに5,000万円、1億5,000万円の財産相続遺言を作成していた。父から子Aに自社株全部について10年前に生前贈与されており、贈与時の評価額は500万円、その後、Aの努力により相続時評価額は8億円になった。

（計算） 遺留分の金額は、2億円＋8億円＝10億円 10億円×1/2×1/2＝2億5,000万円。相続税申告は2億円をベースに計算するが、遺留分は10億円を基礎に計算する。よって、事業承継者でない子Bの遺留分が侵害されており、Bが減殺請求をAに申し出た場合、BはAに対して1億円の請求ができる。すなわちBの遺言相続分1億5,000万円－遺留分2億5,000万円＝▲1億円である。

次回 vol.2 では、遺留分制度に係る二つの特例制度の創設について紹介の予定。

～ 会 員 情 報 ～

創立60周年記念式典を開催 岩手県電気工事業工業組合	同業者連携して活路開拓 岩手県葬祭業協同組合	屋外広告コンクールの開催 岩手県屋外広告美術業協同組合
同組合（平野喜嗣理事長）では、9月11日、盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにて組合創立60周年記念式典を盛大に挙行了。	同組合（八重樫康理事長）の盛岡市内4業者は連携し、相互に空き会場の融通や従業員交流を図る等で、近年進出著しい県外大手等との差別化を図っている。	同組合（白澤健次理事長）では、県・盛岡市と実行委員会を組織し第2回屋外広告コンクールを実施、併せてフォーラムを開催し屋外広告への一般の理解を促した。

～ 先進組合事例の紹介 ～

全国中央会作成の組合事例集「先進組合事例抄録」から、特徴ある活動を行っている組合を紹介。

兵庫県葬祭事業協同組合連合会

所在地	尼崎市水堂町3-19-8		設立	昭和61年3月	
出資金	40,650千円	電話番号	06-6434-3327	F A X	06-6434-3350
組合員数	2組合(所属員22人)	主な業種	葬祭業	組織形態	同業種組合
独自の葬儀ブランドを活かし、所属員の業容拡大					
●背景と目的→大手互助グループ等との競争激化の中、コープこうべと連携し、生活者の囲い込みと共済の加入促進等を図り、CS向上・獲得に取り組む。					
●事業・活動の内容→連合会は24時間365日の受注体制をとり所属員が葬儀施行を行う。生協クレリブランドを活かした共同受注運動の結果、業容拡大、共済加入に結びついている。経営にIT活用しネットでの費用見積りや伝票のデジタル化等を実現。その他、利用者アンケート等の分析提供業務等も所属員の事業利用の利点向上に資している。					
●成 果→共済会会員は6万人超を獲得、利用者アンケート結果も満足度96%と高評価。また所属員の殆どが独自の葬祭会館を所有できるまでになり、組合のみならず所属員の業容拡大に大いに貢献している。					

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報(広告)など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

本誌の発行主旨をご理解され、公序良俗に反しない内容であれば、掲載の中身は自由です
なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報(広告)掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 市場開発部 渡辺 までお問い合わせ下さい。

(yasutaka-w@ginga.or.jp)

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	6回掲載	10回掲載	1回当りの金額	1回当り
A4:1/12頁	-	30,000円	3,000円	-
A4:1/4頁	42,000円	70,000円	7,000円	8,500円
A4:1/2頁	54,000円	90,000円	9,000円	10,500円
A4:1頁	72,000円	120,000円	12,000円	13,500円

次世代産業創出人材育成・雇用拠点事業の公募(経済産業省)

経済産業省では、次世代産業(低炭素、環境分野、健康長寿分野等)の創出、集積に取り組む地域で公的研究機関や大学、企業、自治体等が一体となり、担い手となる研究人材、技術者等の育成・再教育、雇用に向けた取り組みを行う場合の補助事業の交付先を募集している。募集の詳細は以下のとおり。

- 補助対象事業→公的研究機関・企業等でポストドク、離職中の研究者・技術者等を雇用し、研究開発現場等で活躍するための専門的知識、ノウハウ等を身につけさせる人材育成及び就業支援事業
 - 補助率→補助対象経費(育成対象者人件費、研修費、事業運営費)の2/3以内
 - 公募期間→公募開始:平成21年10月5日(月) 公募締切:平成21年10月30日(金)
- 本件に関する問い合わせは、東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策課 TEL:022-221-4881 まで。

食品小売機能高度化促進事業の公募(農林水産省)

農林水産省では、中小食品小売業者が食品販売サービスの向上のため、リース方式で導入する設備・機器に対する補助事業の募集を行っている。これは事業者が策定する食品小売機能強化等計画に基づき、新しい小売サービスの拡大や、オリジナル商品開発や店舗内飲食等の付加価値向上等の事業に要する設備・機器のリース料総額のうち、1/2~1/3の範囲で補助する内容である。

応募期間は平成21年8月13日~11月20日まで、締切は10月2日と11月20日までとなっている。本件に関する問い合わせは、農林水産省 総合食料局 流通課商業振興班施設係 TEL:03-3502-7659 まで。

岩手県の最低賃金が改訂(厚生労働省)

岩手県最低賃金が、平成21年10月4日より時間額631円に改訂される。賃金額が、時間額631円を下回っている場合は、発効日から時間額631円以上となるよう賃金額を改定する必要がある。また、事業主はその雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む。)に最低賃金額以上の賃金を支払う必要がある他、最低賃金額を理由に一方向的に労働者の賃金を引き下げることは許されない。

なお、最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれない。また、岩手県の最低賃金には、岩手県最低賃金(地域別)の他、6産業別最低賃金が設定されており、その基準額は後日決定されることになっている。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局賃金室 TEL:019-604-3001 または各労働基準監督署まで。

新技術開発に関する補助制度(新技術開発財団)

財団法人新技術開発財団では、科学技術に関する独創的技術を実用化するための技術開発に対して助成事業を行っている。助成金額は一件につき最高2,000万円までで補助率は試作費の2/3以下となっている。以下に助成に係る概要を紹介する。

- 補助対象事業→開発段階が実用化を目的とした開発試作であり、実用化の見込みのある技術・開発完了認定技術の改良の為の新技術であること。詳細は財団に問い合わせのこと。
- 補助対象企業→上場公開企業でないこと、法人格があり資本金3億円以下または社員300名以下で、自ら技術開発する企業であること。
- 補助額・率→試作費合計の2/3以下で、最高2,000万円を限度として助成する。
- 募集期間→第二次募集:平成21年10月1日~10月20日(締め切り日消印有効)

本件に関する問い合わせは、財団法人新技術開発財団 TEL:03-3775-2021 まで。また、募集に関する詳細は、当財団のホームページ(<http://www.sgkz.or.jp/project/newtech/outline.html>)を参照。

低入札工事に係る品質管理の強化(岩手県)

岩手県では、公共工事の品質確保を促進するため、予定価格が 250 万円以上 2,500 万円未満の低入札工事について、下記のとおり強化の拡大を行うことを発表した。

- 低入札価格制度の調査対象工事及び制度適用価格未満の工事のうち、予定価格が 1,000 万円以上 1 億円未満の土木工事においては、① 岩手県県土整備部共通仕様書に規定する品質管理基準の試験頻度を通常の 2 倍に、写真管理基準の撮影頻度・提出頻度を通常の 2 倍に。② ネットワークによる全体工程表を提出、③ 工事履行報告書とともに工程管理曲線の提出、④ 下請施行体制台帳の提出
- 低入札価格制度の制度適用価格未満の工事のうち、予定価格が 250 万円以上 1,000 万円未満の土木工事においては、① 岩手県県土整備部共通仕様書に規定する品質管理基準の試験頻度を通常の 2 倍に、写真管理基準の撮影頻度・提出頻度を通常の 2 倍に。
- 施行期日：平成 21 年 8 月 20 日以降入札公告に付する工事からの適用。

本件に関する問い合わせは、岩手県県土整備部建設技術振興課 技術企画指導担当 TEL:019-629-5951 まで。

黄金の國いわてフェアの開催発表(岩手県)

岩手県では、岩手の魅力である自然や歴史・文化、地域の情報、安全・安心な食などを県が一体となって PR することで、岩手に対する関心を深めてもらい、岩手ファンを拡大するため、首都圏を対象とした総合イベント「黄金の國いわてフェア」を開催することを発表した。

このイベントは、平成 21 年 11 月 12 日(木)から 15 日(日)までの 4 日間、埼玉県越谷市の「イオンレイクタウン mori」にて開催すること、「食べる」「触れる」「知る」の 3 つのゾーン構成で実施されることが既に決定している。今後は、これらゾーンに出展し商品紹介等を行いたい企業・団体等の募集を行う。

本件に関する問い合わせは、岩手県地域振興部地域振興支援室 TEL:019-629-5194 まで。

官公需情報ポータルサイト開設のお知らせ(中小企業庁)

中小企業庁では、先の経済危機対策(平成 21 年 4 月 10 日)及び平成 21 年度国等の契約の方針(平成 21 年 6 月 12 日)に基づき、平成 21 年 10 月 1 日から「官公需情報ポータルサイト」を運用開始することを発表した。

同サイトは、国・独立行政法人・地方公共団体等がインターネット上で提供している入札情報を、利用者である中小企業者が簡易に検索・閲覧できるよう構成されている。「物件・工事・役務」といった受注内容の別や、納品や工事場所などの「地域」別、「発注機関」別など、個別のニーズに応じて入札情報を検索することが可能。

国(全府省)、独立行政法人(192 法人)、地方公共団体の情報以外に、独自に検索システムを有する府省等への対応システムを含むポータルサイトの本格運用は、11 月 1 日を予定している。なお、アドレス等は今後公表される。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁事業環境部取引課 官公需専門官 TEL:03-3501-1511(内線 5291~7) まで。



ポータルサイトの画面イメージ

～ 本会ホームページを是非ご活用下さい ～

岩手県中央会のホームページは、最新の施策情報・官公需情報の提供の他、組合事務に要する各種書式等のダウンロードコーナー、組合員企業情報の閲覧等、組合運営に必要な様々な情報を提供しております。是非ともご活用下さい。 アドレス：<http://www.ginga.or.jp/>



景況は低水準のまま停滞(平成21年8月)

〈全体の概要〉

8月は、全国的に冷夏傾向で夏物商品の動きが悪く、消費者の節約傾向もあり、消費が低迷した。また、受注量の少ない中で低価格受注せざるを得ない状況にあり、資金繰りも厳しい。

一部の業種で政策効果等による受注増が見られるものの、極めて限定的であり、内需の低迷による受注・売上の不振が続く。景況は低水準のまま停滞、依然として先行不安の厳しい状況である。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン製造業

インフルエンザの影響で学校閉鎖等の対策に鑑み廃棄対策等も考慮に入れるよう想定している。

◆ 菓子製造業

乳製品等原材料も高止まり、収益を圧迫。

◆ 家具・装備品製造業

全体の印象として、改善の兆しは見えてこない。

◆ 一般製材業

組合員企業が自己破産。長引く不況で販売不振と販売価格の下落で経営努力の限界。8月は荷動き、引合が止る。また、中古住宅物件の販売看板が目立つ。

◆ チップ製造業

紙・パルプの需要、市況とも低迷。減産は継続。

◆ 鋳鉄铸件製造業

受注単価は依然として厳しい状況にあるものの、操業率の回復とともに歯止めがかかりつつある。

◆ 金属製品製造業

受注売上は増加傾向であるが、資金繰りが悪化。

◆ 畳製造業

物件はいくらか見えているが、限られた業者のみが活動。格差が著しい。

◆ 酒・調味料小売業

売上・数量とも曇続き、秋需に期待。

◆ 家庭用機械器具小売業

価格下落が加速、エコポイントの追風、インフルエンザ関連で動きを見せるが、その他家電はダウン。

◆ 野菜・果実小売業

単価高の影響が大きく、消費が落ち込み。

◆ 自動車小売業

補助金の効果で前年を上回る実績。

◆ 各種商品小売業

遠方に消費流出（高速道路効果）のためか、土・日曜の売上・客数の減少が目立つ。

◆ 商店街（盛岡市）

低温が業種により取扱高を左右する。また、高速道路による流出など環境の影響が大きい。

◆ 商店街（一関市）

天候不順の影響で、夏物の小売、観光産業周辺もさえず、厳しい商況である。

◆ 土木工事業

工事価格が低下、仕事量が少なく売上減少。

◆ 板金工事業

仕事量が多少増えたものの、価格競争が激しく、厳しい状況が続いている。

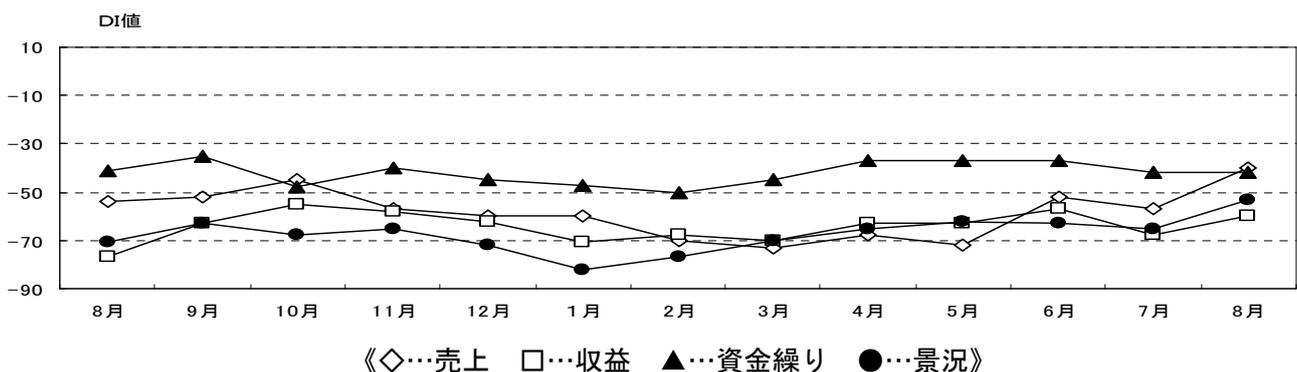
◆ 倉庫業

運輸業界は景気が上昇せず苦戦。当業界も関連性が大きくなかなか改善されず。

◆ 一般貨物自動車運送業

軽油価格がピーク時より50%下り一服感があつたが、4月から上げ基調となり、9月には納入業者から大幅な値上げが通知され予断を許さない状況。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ（H20年8月～H21年8月）●



下請代金法トップセミナーの開催（全国中央会）

厳しい経済情勢が続く中、下請代金支払遅延等防止法の違反事案のうち、平成20年度には違反業者8,329社に対して書面警告が行われ、1,004社に対して改善指導が行われている。そのうち、不当減額や支払遅延等の270社には、過去最高額である12.5億円の返還措置がとられている。

こうした中、全国中央会では中小企業庁の委託により下請代金法の周知徹底・意識醸成をはじめとし、コンプライアンスを意識した経営を行うため、全国各地で下請代金法トップセミナーを開催する。なお、本県開催は次のとおり。

開催日時：平成21年11月9日（月） 午後2時～4時30分 **開催場所：**盛岡駅西通マリオス

受講対象：企業・業界団体の経営者、役員、管理職クラス **受講費用：**無料

本件に関する問い合わせは、全国中央会 政策推進部 ☎：03-3523-4902 まで。

◆主要日誌◆（9月1日～9月30日）

◎中央会主催事業

- 9/10 酒造人材育成研修
- 9/16 第35回中小企業団体岩手県大会
- 9/18 農商工連携人材育成研修第1回研修・開校式
- 9/24 第1回商店街ネットワーク会議

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 9/ 2 黄金の国いわてフェア実行委員会
母子家庭等自律促進専門部会
- 9/ 3 県央地場産業振興研究会
- 9/ 9 第3回 岩手県農林水産業等雇用促進連絡会議
矢巾町商工会経済交流会

- 9/10 仕事と生活の調和推進会議
- 9/11 岩手県電気工事業(工)創立60周年記念式典
- 9/14 黄金の国いわてフェア実行委員会幹事会
- 9/15 全国中央会事務局代表者会議
- 9/16 国民体育大会岩手県準備委員会常任委員会
- 9/25 岩手県商工観光審議会
中小企業再生支援協議会
全国食料産業クラスター協議会 総会
- 9/28 商工団体情報交換会
- 9/29 花巻市中心市街地審査委員会